

理事並びに監事の報酬基準

一 理事の報酬

- 1 理事の報酬の基準は常勤換算を原則とする。
- 2 常勤換算基準は、勤務時間を一日当たり 8 時間、週勤務 4 日間をもって支給する。
- 3 理事会等出席の日当手当支給は、報酬ではない。
- 4 日当は職員旅費規程を勘案し、1 日当たり 5,000 円費用弁償する。ただし、常勤理事には支給しない。
- 5 旅費等は職員旅費規程を準用する。
- 6 常勤理事長の報酬は月額 90 万円とする。
その他の常勤理事の報酬は 15 万円以下とする。

二 監事の報酬

- 1 監事の報酬の基準は年額で定める。
- 2 理事会等出席の日当手当支給は、報酬ではない。
- 3 日当は職員旅費規程を勘案し、1 日当たり 5,000 円費用弁償する。
- 4 旅費等は職員旅費規程を準用する。
- 5 監事の年報酬は、12 万円以下とする。

定款第八条評議員の報酬基準

- 1 評議員の報酬基準は年額で定める。
- 2 評議員等出席の日当手当支給は、報酬ではない。
- 3 日当は職員旅費規程を勘案し、1 日当たり 5,000 円費用弁償する。
- 4 旅費等は職員旅費規程を準用する。
- 5 評議員の年報酬は、6 万円以下とする。

附則 この報酬基準は、平成 28 年 12 月 7 日から適用する。

附則 この報酬基準は、平成 30 年 7 月 23 日から適用する。